

鳥取県補助金等審査会（ウィズコロナ時代の戦略的海外展開構築支援事業補助金審査会）
運営要領

（設置）

第1条 ウィズコロナ時代の戦略的海外展開構築支援事業補助金の交付にあたり、補助事業の採択について、適正かつ円滑な運営を図ることを目的として、ウィズコロナ時代の戦略的海外展開構築支援事業補助金交付要綱（令和3年3月30日付第202100004461号鳥取県商工労働部長通知）第4条第2項に基づき、鳥取県補助金等審査会（ウィズコロナ時代の戦略的海外展開構築支援事業補助金審査会）（以下「審査会」という。）を設置する。

（審議する事項）

第2条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1（第2条関係）右欄（鳥取県補助金等審査会）に掲げる事項を審議するものとし、その具体的な内容はウィズコロナ時代の戦略的海外展開構築支援事業補助金の補助対象事業の採択に関する事項とする。

（権限）

第3条 審査会の委員は、審査及び採択候補者の選定を行うものとする。

2 前項の場合において、必要があると認められるときは、審査会の委員は現地調査を行い、関係者又は学識経験者等の意見を求めることができる。

（委員）

第4条 審査会の委員は、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから選任し、知事が任命する。

（任期）

第5条 委員の任期は、任命された日の属する年度の3月31日までとする。

（運営）

第6条 審査会は、商工労働部通商物流課長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会は、別表の評価基準に基づき補助事業等の審査を行い、合議により採択候補者を選定するものとする。

4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（事務）

第7条 審査会の事務局は、商工労働部通商物流課に置くものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工労働部通商物流課長が別に定める。

附則

この要領は、令和3年7月16日から施行する。

別表（評価基準）

ウィズコロナ時代の戦略的海外展開構築支援事業費補助金審査会における審査について

1 審査シート

[審査員氏名:]

評価項目 (評価点)	評価の視点	評価点	コメント
(1) 戦略性 (10点)	○海外展開により大きく需要を獲得するための戦略に基づいた提案となっているか。 ○当該戦略が、目標とする市場のニーズ・規模、類似製品・サービス等の分析・調査等を踏まえた、具体性のあるものとなっているか。	/ 10点	
(2) 計画性 (5点)	○準備・調査から実際の海外展開、将来の海外展開による需要獲得までのステップが明確になっているか。 ○各段階において実現すべきことが定性的・定量的目標として具体的に定められているか。	/ 5点	
(3) 実現性 (5点)	○事業の実施体制は十分か。 ○経営基盤、管理能力、過去の実績等を総合的に勘案し、事業を実現できると評価できるか（グループでの申請の場合は構成員を含む）。	/ 5点	
(4) 地域性 (5点)	○鳥取県の特性・資源を生かした提案となっているか。 ○県内の企業と連携する等、地域へ波及効果が及ぶ提案となっているか。	/ 5点	
(5) モデル性 (5点)	○新たな手法による海外展開のノウハウの獲得等、戦略的な海外展開の先導事例として期待される提案となっているか。	/ 5点	
<総合コメント（附帯意見等）>		総合評価点（30点満点）	

2 審査・採択の手順

- (1) 審査会委員は、各プレゼンテーション終了後に、“評価”、“コメント”、“総合評価点”を記載してください。
- (2) 各審査会委員の総合評価点の平均点を考慮し、委員の合議により採択候補者を選定します。但し、総合評価点平均が15点未満の者は除外します。
- (3) 採択候補者の上位から予算の範囲内で県が採択を決定し、後日、提案者に対して採択の可否を通知します。